組織運営の意思決定と執行の仕組み (銀杏学園ガバナンス・コード)

学校法人銀杏学園

銀杏学園ガバナンス・コードの制定にあたって

銀杏学園・熊本保健科学大学は、1959年に全国初の6つの厚生省指定の一つとして創立された「化血研衛生検査技師養成所」を前身とします。創立は、熊本医科大学(現、熊本大学医学部)を発祥とする「財団法人化学及血清療法研究所(1945年創業)」によります。その後、当「衛生検査技師養成所」は、熊本医学技術専門学校(1960年~1967年)、銀杏学園短期大学(1968年~2005年)、そして4年制の学校法人銀杏学園・熊本保健科学大学(2003年設立)へと発展いたしました。

本学園は、「優れた医療技術者の養成を通じて社会に貢献する」という建学 以来の伝統に基づいて、医学検査学科、看護学科、リハビリテーション学科の 三学科に加えて、大学院保健科学研究科、助産別科、キャリア教育研修センタ ーを設置し、60年余にわたり一貫して保健医療分野の優れた人材育成の養成、 医療技術の発展を通じ、社会貢献を続けてきました。

本ガバナンス・コードは、上記の歴史と建学の精神・理念を礎として、本法人及び本学の使命を今後も永年に亘り、確実に遂行するために制定致します。すなわち、本ガバナンス・コードの実践により、学校法人銀杏学園の経営と熊本保健科学大学の教育・研究等の運営における役割と責任・権限を明確にし、コンプライアンスを確保し、リスクを回避、最小化させ、健全な経営を確保することにより、質の高い教育、研究の継続、優れた人材養成の堅牢性を一層高めてまいります。

本法人及び本学は、主体性、公共性を重んじ、学生、保護者、卒業生、医療機関、行政、地域住民など多くのステークホルダーからより信頼を頂くベースとなる透明性を確保し、説明責任を果たしてまいります。なお、本ガバナンス・コードは、日本私立大学協会憲章「私立大学版ガバナンス・コード」〈第1版〉等を参考に、制定したものであります。

本コードは、銀杏学園、熊本保健科学大学の全ての経営陣、教職員を適用対象とし、全員がこれを遵守し、実践してまいります。

2021年3月

学校法人銀杏学園 理事長 﨑元 達郎 学校法人銀杏学園 熊本保健科学大学学長 竹屋 元裕

目 次

はじめに

- 1.「ガバナンス・コード」制定の目的・意義
- 2.「ガバナンス・コード」の制定における五つの原則
- 3.「ガバナンス・コード」の運用
- 第1章 自主性・自律性の尊重(建学の精神等)
 - 1-1 建学の精神
 - 1-2 教育と研究の目的
 - 1-3 将来ビジョン 2030
 - 1-4 中期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて
 - 1-5 社会的責任等
- 第2章 学校法人運営の基本(安定性・継続性)
 - 2-1 基本原則
 - 2-2 理事会
 - 2-3 理事
 - 2-4 理事長
 - 2-5 監事
 - 2-6 評議員会
 - 2-7 評議員
- 第3章 大学運営のガバナンス
 - 3-1 学長
 - 3-2 教授会
- 第4章 公共性・信頼性の確保と社会的責任
 - 4-1 学生からの信頼の確保
 - 4-2 教職員等からの信頼の確保
 - 4-3 社会からの信頼の確保
 - 4-4 危機管理及び法令遵守
 - 4-5 法令順守のための体制整備と内部統制の仕組みの整備
- 第5章 情報の公開等(透明性の確保)
 - 5-1 情報公開の充実
- (参考) 学校法人銀杏学園行動指針 (クレド)

はじめに

- 1.「ガバナンス・コード」制定の目的・意義
- (1) 学校法人銀杏学園は、適正な運営と透明性を確保し、より強固な経営基盤に支えられ、時代の変化に対応した大学づくりを進めることにより、社会的責任を果たし、すべてのステークホルダーからの信頼を確保することを目的として、主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンス・コードを定め、実践します。
- (2)私立学校法においては、所轄庁である文部科学省に寄附行為の認可、解散命令などの監督事項が付与されているものの、学校法人の公共性とともに自主性が最大限に尊重される原則となっており、自律的なガバナンス・コードの制定には重要な意義があります。
- 2. 「ガバナンス・コード」の制定における五つの原則 本法人が実践すべくここに定めるガバナンス・コードは、以下の五つの原則 で構成されています。
 - (1) 自主性・自律性の尊重 (建学の精神等)
 - (2) 学校法人運営の基本(安定性・継続性)
 - (3) 大学運営のガバナンス
 - (4) 公共性・信頼性の確保と社会的責任
 - (5)情報の公開等(透明性の確保)
- 3.「ガバナンス・コード」の運用

本コードを遵守・運用し、職務執行状況を検証し、更に改善に結び付けることにより、本法人及び本学の機能をさらなる高みに進めていきます。

法令改正等に応じて必要があれば改正し、より適切な「ガバナンス・コード」 となるよう常に改善します。

第1章 自主性・自律性の尊重 (建学の精神等)

私立大学の存在意義は、建学の精神・理念の実践にあり、建学の精神・理念に基づく固有の学風を自主性、自律性として尊重し、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。

今後とも、学校法人銀杏学園・熊本保健科学大学は、建学の精神に基づく使命 を果たしていくために、また、教職員はその使命を実現する存在であるために、 適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていき ます。また、理念に基づくビジョンを実現するための中長期的な計画を策定・公表し、教育、研究及び社会貢献の諸機能を最大化し、その存在価値の向上を目指していきます。

1-1 建学の精神

(1) 建学の精神・理念

建学の精神は「優れた医療技術者の養成を通じて社会に貢献すること」 です。

(2) 四綱領及び基本理念

本学は、以下の四綱領と基本理念を掲げ、社会に貢献できる医療技術者を 養成し、活力のある長寿社会の実現に貢献します。

○四綱領

「知識」「技術」「思慮」「仁愛」

- ○基本理念
 - 1. 保健医療分野に関する専門知識技術の教育と研究を行う
 - 2. 人間と社会に深い洞察力を持つ人材の養成
 - 3. 高度な知識と技術を有し、保健医療分野に貢献できる人材の養成
 - 4. 豊かな人間性を備え、創造性に富む、活力ある人材の養成

(3) 使命・目的

熊本保健科学大学は、教育基本法及び学校教育法の規定に基づき、保健 医療に関する学問の教育及び研究を行い、併せて豊かな教養と人格とを 兼ね備え、国民の保健衛生並びに医療に寄与する人材を育成することを 目的及び使命とする。(学則第1条)

熊本保健科学大学大学院は、教育基本法及び学校教育法の規定に基づき、保健医療に関する学問の教育及び研究を行い、併せて豊かな教養と人格とを兼ね備え、国民の保健衛生並びに医療に寄与する高度専門職を育成することを目的及び使命とする。(大学院学則第2条)

1-2 教育と研究の目的

- (1) 建学の精神(ミッション)・四綱領と基本理念に基づく教育目的等
 - 1)教育目標(保健科学部)
 - 1. 生命の尊厳と社会について洞察力を有し、自立できる人材を育てる

- 2. 広い視野に立ち、問題探求力と問題解決力を有する人材を育てる
- 3. 医療専門職と連携協働し、自己責任の果たせる人材を育てる
- 4. 多様な価値観を理解し、国際的な言語運用能力と情報技術を持つ人材を育てる
- 2)教育研究上の目的-教育目標-(大学院保健科学研究科)
 - 1. 高度な知識・能力を備えた専門職業人を養成する
 - 2. 管理実践能力を持ち、医療現場で指導的役割を担うことができる人 材を養成する
 - 3. 専門分野における技術の改良やその臨床応用ができる人材を養成する
 - 4. 幅広い視野を持つ人材を養成する
 - 5. 社会人に対して大学院教育の門戸を開放する

1-3 将来ビジョン 2030

ビジョン:日本の保健医療系のリーディング大学の一翼を担う。

ビジョン1:社会の変化に対応し、リーダーシップを発揮できる医療技 術者の養成

1-1:教育改革の推進と学生ファーストの修学支援

1-2:独創的な研究の推進と大学院の充実

ビジョン2:地域に根ざし、地域とともに歩み、社会の幸福実現に貢献

2-1:教育・研究組織の充実

2-2:魅力的な教育・研究環境の充実

ビジョン 3:10 年後も 20 年後も選ばれ続けるためのブランド力の強化

3-1: 学生・教職員の国際力の向上と海外の大学等との連 携強化

3-2: 教員と職員が協働する効率的・合理的な職場環境の 構築

1-4 中期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて

上記ビジョンを達成するために、下記の方針で計画を策定し、実践し、活動 します。

(1) 安定した経営のために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の

変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定を行います。

- (2) 中期的な計画の進捗状況、財務状況については、自己点検評価委員会 で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性の ある法人経営に努めます。
- (3) 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。
- (4) 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など 事務職員の役割を一層重視します。
- (5)経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に 際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取り組みを徹底します。
- (6) 中期的な計画に次の内容を盛り込みます。
 - 1) 建学の精神・理念に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する 教育目標
 - 2) 教育改革の具体策と実現の見通し
 - 3)経営・ガバナンス強化策
 - 4) 法人・教学部門双方の積極的な情報公開
 - 5) 財政基盤の安定化策
 - 6) 入学定員の確保策
 - 7) 教育環境整備計画
 - 8) グローバル化、ICT化策
 - 9) 計画実現のためのPDCA体制
 - 10)地域貢献・社会貢献

1-5 社会的責任等

- (1) 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び 経営の透明性の確保を図るように努めます。
- (2) 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生保護者、卒業生、地域社会構成員等のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。
- (3) 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に 立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の

推進に関する基本方針(平成 27 年 2 月 24 日閣議決定)をはじめ、多様性への対応を実施します。

第2章 学校法人運営の基本(安定性・継続性)

私立大学は、社会から、教育・研究及びその成果の社会への還元という公的使命を付託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。本法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンス(意思決定と執行の仕組み)に関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

2-1 基本原則

本法人は、ミッションを踏まえた、ビジョン、目標・戦略の策定とその実現のために自主的・自律的に発展・改革し続けられる体制を構築します。

また、学生納付金及び国庫補助金等を重要な財政基盤として、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮することで、自らのミッションを実現し、絶えず社会の要請に応えていきます。

- (1)法令に則り、経営及び教学運営双方の実施に係る各組織等の権限と責任を明確化し、自主的・自律的・戦略的な法人経営を可能とする体制を構築します。
- (2)経営に必要な能力を備える人材や、教学面の先見性や国際性、戦略性を有する人材を、長期的な視点に立って、確保するとともに計画的に育成します。
- (3)事業に関する中長期計画等の策定を通じて、さらなるガバナンスの向上を目指し続けます。

2-2 理事会

- (1) 意思決定の議決機関としての役割
 - 1)理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。
- (2) 理事会の議決事項の明確化など
 - 1) 理事会において議決する学校法人における重要事項を、寄付行為等

を参考に「学校法人銀杏学園 理事会業務委任規則」第 2 条に〈理事会 の決定事項〉として明示しています

- 2) 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。
- 3) 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。
- (3) 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督
 - 1) 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者(学長、副学長、学部長等) に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと 捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に生か します。
 - 2) 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとと もに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。
- (4) 理事長、学長への権限委任
 - 1) 理事長および学長が任務を果たすことができるようにするために、 理事会の権限の一部をそれぞれに委任しています。(学校法人銀杏学 園理事会業務委任規則 参照)
- (5) 実効性のある開催
 - 1) 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項について は事前に決定して全理事で共有します。
 - 2) 審議に必要な時間は十分に確保します。
- (6)役員(理事・監事)は、①その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、 ②その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた 場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。
- (7)役員(理事・監事)が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を 負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者 は連帯して責任を負います。
- (8)役員(理事・監事)の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。
- (9) 理事会の議事について特別利害関係を有する理事は、議決に加わることができません。

2-3 理事

(1) 理事の責務(役割・職務・監督責任)の明確化

- 1) 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理します。
- 2) 理事長を補佐する理事として、常任(勤)理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。
- 3) 理事長及び理事の解任については、寄附行為及び同施行細則に明確に 定めます。
- 4) 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本法人のため忠実にその職務を 行います。
- 5) 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- 6) 理事は、本法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。
- 7)利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。

(2) 学内理事の役割

- 1)教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営 面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な 業務執行を推進します。
- 2)教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに 配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

(3)外部理事の役割

- 1)複数名の外部理事(私立学校法第38条第5項に該当する理事)を選任します。
- 2) 外部理事は、本法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会に おいて様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく 寄与し、理事としての業務を遂行します。
- 3)外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

2-4 理事長

- (1) 理事長は、理事会、評議員会、常勤理事会、大学運営協議会、教育改革推進会議等の経営・教学運営に関する会議体における審議を尊重した上で、 多様な関係者の意見、期待を踏まえつつ、本法人の経営を行います。
- (2) 理事長は、理事が法人経営の責任の一端を担う重要な職であることに留意

し、その選任に当たっては、その責任・権限等を明確にした上で、適切な 人材を選任します。理事等の役員の選任に当たっては、理事会、評議員会 に上程する候補を「選任検討部会」にて審議を行います。

(3) 理事長は、学内での法人案件の審議機関である常勤理事会の議長として、 法人経営に関する諸問題についての審議を行い、理事会業務委任規則によ り理事会より委任された事項について決定・執行し、必要な事項について は、大学運営協議会への報告と理事会・評議員会への報告及び議案上程を 行います。

2-5 監事

- (1) 監事の責務(役割・職務範囲)
 - 1) 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
 - 2) 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事監査基準・同規則等に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。
 - 3) 監事は、本法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。
 - 4) 監事は、本法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できます。
 - 5) 監事は、理事の行為により本法人に著しい損害が生じるおそれがある ときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。

(2) 監事の選任

- 1) 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は理事会において選出した候補者の中から評議員会の同意を得て監事を選任します。
- 2) 監事は2名置くこととします。
- 3) 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期 について十分考慮します。

(3) 監事監査基準

- 1) 監査機能の強化のため、銀杏学園監事監査規則等を作成します。
- 2) 監事は、監査計画を定め、理事長はじめ関係者に通知します。
- 3) 監事は、銀杏学園監事監査規則に基づき監査を実施し、監査結果を具

体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、 これを公表します。

(4) 監事業務を支援するための体制整備

- 1)監事、法人監査者、及び内部監査者の三者により、意見を交換する機会を設け、三様監査の機能の充実を図ります。
- 2) 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。
- 3) 本法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の 事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えま す。
- 4) その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

2-6 評議員会

(1) 諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事長は、あらかじめ、評議員会の意見を聴取 します。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決 に加わることができません。

- 1)予算、事業計画に関する事項
- 2) 中長期的な計画の策定
- 3)借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。) 及び重要な資産の処分に関する事項
- 4)役員報酬に関する基準の策定
- 5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 6) 寄附行為の変更
- 7) 合併
- 8)目的たる事業の成功の不能による解散
- 9) 収益を目的とする事業に関する重要事項
- 10) 寄附金品の募集に関する事項
- 11) その他、学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの
- (2) 評議員の内から評議員会で選出された評議員会議長は、評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。

- (3) 評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況 について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報 告を徴することができます。
- (4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。

2-7 評議員

- (1) 評議員の選任
 - 1) 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。
 - 2) 評議員となる者は、次に掲げる者とします。
 - ア 本法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任され た者
 - イ 本法人の設置する大学を卒業した者で年齢二十五年以上の者のう ちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - ウ 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任 された者
 - 3) 本法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見 を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、 広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。
 - 4) 評議員の選任に当たっては、理事会、評議員会に上程する候補を「選 任検討部会」にて審議を行います。
 - 5) 評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、寄 附行為の定めるところにより、当該候補者を評議員会又は理事会が 選任します。
- (2) 評議員への情報の提供と充実
 - 1)本法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

第3章 大学運営のガバナンス

学長の任免は、学長選考規程に基づき、「理事会は、理事長の推薦に基づき、 学長を審議・決定する。」とあり、学則において、「学長は校務を掌り所属職員を 統督し、大学を代表する。」としている。 私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会は、理事会の権限の一部を学長に委任しています。理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。

3-1 学長

- (1) 学長の責務(役割・職務範囲)
 - 1) 学長は、学則第1条に掲げる「熊本保健科学大学は、教育基本法及び 学校教育法、建学の精神に基づいて、保健科学、保健医療に関する教 育及び研究を行い、併せて豊かな教養と人格とを兼ね備え、国民の保 健衛生並びに医療に寄与する人材を育成する」という目的を達成す るため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職 員を統督します。
 - 2) 学長は、理事会から委任された権限を行使します。
 - 3) 学長は、所属教職員が、学長方針、中長期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに 努めます。
 - 4) 学長は、教学における最高決定機関である大学運営協議会および教育 改革推進会議等の議長として、大学教学運営を統括し、法人および大 学のビジョン、目的を達成します。
- (2) 学長補佐体制 (副学長・学部長の役割)
 - 1) 大学に副学長を置くことができます。「副学長は学長を助け、命を受けて校務をつかさどる(学則)」ことにより、大学運営の円滑化と柔軟化を促進し、学長の意思決定と業務遂行を支えます。
 - 2) 学長は、必要に応じて、学長特別補佐を置くことができます。
 - 3) 学部長、研究科長等の役職教員は、法人及び大学のビジョンを踏まえた上で、執行部と部局構成員の意思疎通の要として、全学的な視点から適切に意見を述べ、その権限に属する業務遂行に当たるなど、大学運営を支えます。

3-2 教授会

(1) 教授会の役割(学長と教授会の関係)

大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。 審議する事項については教授会規程に定めています。

教授会には、教務委員会、学生委員会など多くの委員会が設置され、 教授会の審議を補完します。

ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、 学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

第4章 公共性・信頼性の確保と社会的責任

私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。ミッション・四綱領・基本理念に基づき自律的に教育事業を担う本法人及び本学は、高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たしていかなければなりません。直接的なステークホルダー(学生・保護者、同窓生、教職員、近隣住民等)はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。

4-1 学生からの信頼の確保

(1) 3つのポリシーとアセスメントプラン

学部等においては、3つの方針(ポリシー)を示し、入学から卒業に 至る学びの道筋を明確にするとともに、アセスメントプラン、修学ポート フォリオ、スモールグループ担任制等を活用し、学生の成長を確認しつ つ、3つのポリシーのPDCAサイクルを回転させ、改善を図ります。

- 1) 学部の3つの方針(ポリシー)
 - ①入学者受け入れの方針 (アドミッションポリシー)
 - ②教育課程編成・実施の方針 (カリキュラムポリシー)
 - ③卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマポリシー)
- 2) 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学習成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学習環境・学習内容等のさらなる整備・充実に取り組みます。
- 3) 学生の多様性を尊重し、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する 要因に対しては、学内外を問わず毅然とかつ厳正に対処します。

(2) 学生支援の充実

学生ファーストの修学支援を充実させます。

- 1) 学力に加えて、学生の人間力を養うことに尽力します。人間力養成の 貴重な機会となる課外活動、ボランティア活動、海外研修などへの参 加を支援します。
- 2) スモールグループ担任と学生相談・修学サポートセンターとの連携で、学生相談・カウンセリングに応じ、修学困難学生のサポートを実施するなどにより、学生生活の問題、悩み、心配ごとの解決を支援します。
- 3) 学科・専攻、スモールグループ担任と就職・実習支援課との連携で、 就職ガイダンスから採用試験準備・実践、希望する就職先の内定獲得 まで、丁寧に指導・支援します。

4-2 教職員等からの信頼の確保

(1) 教職協働

実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価による大学価値向上を確実に 推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的 な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を 確保します。

(2) ユニバーシティ・デベロップメント: UD

役員の研修 (BD:ボードデベロップメント)、教員の研修 (FD:ファカルティデベロップメント)、教職員の研修 (SD:スタッフデベロップメント)を組織的、計画的に実施し、教職員の資質、能力の向上に努めます。

(3) 適切な処遇

国立大学法人教職員に準じた給与を基礎として、適正な業績評価を実施 しその結果を処遇に反映するなどして、教職員の成長を本法人及び本学 の成長につなげます。

4-3 社会からの信頼の確保

- (1) 認証評価および自己点検評価
 - 1) 認証評価の実施

平成16年度(2004年度)から、7年以内に一回実施するよう法律で

義務づけられた認証評価を実施し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

- 2)自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCAサイクル) 毎年、自己点検評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のため の計画を策定し、実行します。
- 3) 学内外への情報公開 自己点検や改善・改革に係る情報及び教育・研究に係る各種情報資源 を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、

学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

(2) 社会貢献・地域連携・国際連携

- 1) 社会の安定的発展に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。
- 2)「大学コンソーシアム熊本」の一員としての活動を含め、産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たします。
- 3)必要に応じて、地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。
- 4)交流協定を結んだ大学はもとより、ひろく海外に視野を広げ、積極的に国際的な連携・交流に取り組みます。
- 5)大規模災害の対応として、行政との連携を密にして、日常的に地域社会と減災活動に取り組みます。
- 6)環境問題をはじめとする社会全体のサステナビリティを巡る課題に 前向きに対応します。

4-4 危機管理及び法令遵守

- (1) 危機管理のための体制整備
 - 1) 危機管理体制と危機管理マニュアルを整備します。
 - 2) 下記に示すような災害防止、不祥事防止対策を策定し実施します。
 - ①学生の安全安心対策、②減災・防災対策、③ハラスメント防止対策、
 - ④情報セキュリティ対策、⑤その他のリスク防止対策

4-5 法令遵守のための体制整備と内部統制の仕組みの整備

本法人と本学が社会からの理解と支持を得て、社会と適切に連携・協働してい

くためには、法人経営及び教育・研究・社会貢献活動等の安定性・健全性を示すべきです。そのために、自らを律する内部統制システムを運用し、継続的に見直しを図るとともに、その運用体制を公表します。

- (1) すべての教育・研究活動、業務実施に関し、法令、寄付行為、学則、諸規定並びに、主要会議の決定事項を遵守するよう組織的に取り組みます。
- (2) 学校法人銀杏学園の行動指針(銀杏学園クレド)を構成員全員が共有し、 遵守します。
- (3)本法人は、内部を統制する仕組みとして、適正な職務の実施と社会的倫理 の維持を確かなものとするため、コンプライアンスの履行に係る方針を 定める(学校法人銀杏学園 行動指針(銀杏学園クレド)を遵守すること) とともに、自己点検や内部監査等の制度の充実を図ります。
- (4) コンプライアンスに違反した事実、又はそれにつながる恐れのある事 実を通報する内部通報・外部通報の仕組みを適切に運営するとともに、通 報者の保護等を確実に行います。また、本法人は通報窓口を外部に設けま す。
- (5) 本法人は、内部統制の仕組みによるモニタリング結果を、定期的に理事へ報告する機会を設けるなど、内部統制の実効性を高め、法人経営の見直しに活かす体制を構築します。
- (6) 本法人は、法人の構成員が従うべき行動指針(銀杏学園クレド)、研究者 倫理、公的研究費に係るガイドライン等を定め、実践します。また、必要 に応じ、適宜見直しを行います。
- (7) 本法人は、学内構成員がコンプライアンスの履行、内部通報・外部通報の 仕組み、行動指針(銀杏学園クレド)等の目的、意義について正しく理解 し、確実に機能するよう、研修等により徹底した周知を行います。

第5章 情報の公開等(透明性の確保)

本法人及び本学は、社会から理解と支持を得るとともに、適切に連携・協働を 行っていくべく、情報の公表を通じて透明性を確保します。

5-1 情報公開の充実

本法人及び本学は、学生納付金及び国庫補助金等を重要な財政基盤とし、さらに、多様な関係者からの財源に支えられた公共的財産です。したがって、その活

動に対して多様な人々からの理解と支持を得るために、法令に基づく適切な情報公開を徹底することに加え、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報についても分かりやすく公表します。

(1) 法令に基づく情報公表

大学設置基準 (平成 11 年改正)、学校教育法 (平成 19 年改正)、学校教育法施行規則 (平成 22 年改正)等に規定される 1)教育・研究に関する情報及び 2)学校法人に関する情報を公表します。

(2) 自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。

(3)情報公開の工夫

- 1)上記の学校法人に関する情報については、Web 公開に加え、事務局に備え置き、請求があれば閲覧に供します。
- 2) 公開方法は、インターネットを使った Web 公開が主たるものですが、 閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用する ほか、学生便覧、入学案内、広報誌「ぎんきょう」、各種パンフレット 等の媒体も活用します。

本ガバナンス・コードの改訂は、理事会の審議を経て理事長が決定する。

附則

- 1. 本ガバナンス・コードは、令和3年4月1日より施行する。
- 2. 本ガバナンス・コードは、令和4年4月1日より改正施行する。

学校法人銀杏学園 行動指針 (クレド)

学校法人銀杏学園 熊本保健科学大学(以下「大学」という)は、学園の役員及び全教職員が、それぞれの職務及び役割の遂行に際し、遵守すべき基本的事項を明示した行動指針 (クレド)を定めます。

1 建学の精神と四綱領・基本理念の尊重

私たちは、職務の遂行に際し、建学の精神と四綱領・基本理念を尊重します。

2 教育活動

私たちは、教育方法の開発・学修支援等において常に研鑽を積み、授業内容や教育 課程の改善に努め、三つのポリシーとアセスメントプランに基づいて学生一人ひとり の能力を高めて社会に求められる人材の育成に努めます。

3 研究活動

私たちは、学問の進歩と社会の持続的発展に寄与する質の高い研究を行い、その成果を教育及び社会に対して積極的に還元します。それと共に研究倫理及び研究に係る法令や指針等を遵守し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為や研究費の不正使用を行いません。

4 学生支援

私たちは、密接な教職連携のもと、学生の修学の確保や学生生活の充実のため、本 学独自のスモールグループ担任制度などを活用して、学生支援の充実に努めます。ま た、学生の人間力を養う貴重な機会となる課外活動、ボランティア活動、海外研修な どへの参加を支援します。

5 法令遵守

私たちは、良心に従い法令や社会規範を遵守し、公序良俗に反する行為を慎み、大学の諸規程を堅実に守ります。また、大学の所有する知的財産の保護に努めるとともに第三者の知的財産権を尊重します。

6 人権の尊重

私たちは、学生をはじめ全ての人の人格・人権を尊重し、いかなる差別、プライバシー侵害、ハラスメント等の人権を侵害する様な行為を行いません。また、労働関係法令及びその精神を遵守し、公平性・公正性のある働きやすい職場環境を整えます。

7 職務専念と守秘義務

私たちは、本法人の方針、諸規定ならびに職制に定める所属長の指示に従い、諸会議の決定事項を尊重するとともに、FD・SD研修等に積極的に参加し、自己研鑽に

励み職務に専念します。また、個人情報保護に留意し、業務上知り得た情報は適切に 管理するとともに、その保護に努めます。

8 情報公開

私たちは、教育機関に課せられた公共性と社会的使命を果たすべく、学生、卒業生、 保護者だけでなく、社会全体に対して、教育研究活動状況や財務状況等を適切に開示 し、大学に対する理解と信頼を確保します。

9 資産管理

私たちは、学生納付金及び国庫補助金等により法人財政が成り立っていることを認識し、適正な予算執行と資産管理を行います。

10 安全管理・環境保全

私たちは、バリアフリーに配慮し、安心で安全な学修環境の整備と継続的な改善に 努めます。また、限られた地球資源の有効活用と環境への負荷を減らす活動を通じて、 持続可能な社会の実現に貢献します。